

## 5 月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール [seko.taxoffice@sound.ocn.ne.jp](mailto:seko.taxoffice@sound.ocn.ne.jp)ホームページ <http://www.seko-tax.com/><http://www.healing-tax.com/>

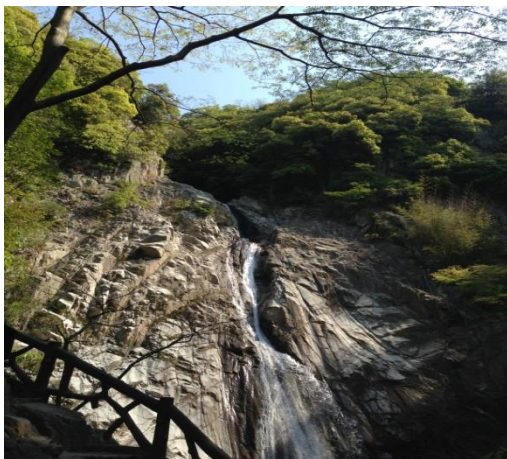
## 1 ごあいさつ

今月、事務所便り第19号を発行させていただきます。

GWの休みを利用して事務所便りを作成しております。GWの前半にJR新神戸駅の裏手から摩耶山に登り有馬に下りるルートでハイキングに行ってきました。その途中で撮影した写真を掲載いたします。

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**消費税転嫁対策特別措置法についてその2、「金銭又は有価証券の受取書」に係る非課税範囲の拡大、最近の税務関連状況、血圧が高いのは悪いことなのでしょうか？** を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。



(写真は、布引の滝（雄滝）です）

## 2 消費税転嫁対策特別措置法について その2

先月の続きとなりますが、今月も中小企業庁にて作成されております「中小企業・小規模事業者のための消費税の手引き 消費税転嫁対策特別措置法対応」を参考にしてご説明させていただきます。

## ○「消費税還元セール」はなぜダメなの？

**消費税は「最終的には消費者が負担し、事業者が納付する税金」です。消費者に消費税の負担について誤認されないようにするために、「消費税は転嫁しません」等の宣伝や広告は禁止されます。**

具体的には、

- 1 消費税の負担について消費者に誤認されないことが主な狙いです。
  - 2 中小企業を含む全ての事業者がセール等で行う表示が対象です。
  - 3 消費税分を値引きする等の宣伝や広告を禁止します。
- が挙げられています。

禁止される具体的な表示例としまして

- 1) 消費者に消費税を転嫁していない旨の表示
    - ・消費税は転嫁しません
    - ・消費税を転嫁していないので、価格が安くなっています
    - ・消費税はおまけします
    - ・「消費税還元」、「消費税還元セール」
    - ・消費税は一部の商品にしか転嫁していません
    - ・消費税は当店が負担しています
    - ・消費税はサービス
    - ・当店は消費税増税分を据え置いています
- ↑
- 上記の表示はすべてダメです**
- 2) 消費者が負担すべき消費税額の全部または一部を価格から値引きする旨の表示であって、消費税との関連を明示しているもの

- ・消費税率上昇分を値引きします
- ・消費税8%還元セール
- ・増税分は勉強させていただきます
- ・消費税率の引上げ分をレジにて値引きします

↑

上記の表示はすべてダメです

3) 消費税に関連して消費者に経済上のサービスを提供する旨の表示

- ・消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します
- ・消費税相当分の商品券を提供します
- ・消費税相当分のお好きな商品1つを提供します
- ・消費税増税分を後でキャッシュバックします

↑

上記の表示はすべてダメです

もう少しお伝えしたい内容があるのですが、今月は他にお伝えしておきたい内容がございますので、続きは来月号にてご説明させていただきます。

### 3 「金銭又は有価証券の受取書」に係る非課税範囲の拡大

H26.4.1以後に作成される受取書から非課税範囲が拡大されております。ご案内が一月遅れてしまいましたが、国税庁にて発行されておりますパンフレット「「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました」を参考にしてご説明させていただきます。

まずは、変更内容が分かりやすいように以下に表を掲載いたします。

#### 金銭又は有価証券の受取書

(改正前)	(改正後)
H26.3.31まで	H26.4.1から
3万円未満は印紙不要	5万円未満は印紙不要

\*金銭又は有価証券の受取書とは、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したものが該当します。

\*上記の5万円未満に消費税が含まれるかどうか気になるところだと思います。

これは「領収書」等への金額の記載の仕方によって違いが生じます。

具体例をあげますと

領収金額 51,840 円 (本体価格 48,000 円 消費税 3,840 円) の場合で説明します。

(消費税額が区分記載されていない場合)

領収金額 51,840 円で判断することになり **5万円未満ではないので、印紙 200 円を貼付する必要があります。**

(消費税額が区分記載されている場合)

領収金額 51,840 円 うち消費税額 3,840 円 というように消費税額が明確に分かるように記載していれば、**本体価格の 48,000 円で判断することになり 5万円未満ですので、印紙は不要となります。**

\*領収書などに消費税を区分記載される方が貼付する印紙が安く済む場合がございますので手間かもしれませんが、消費税の区分記載を普段からされてみてはいかがでしょうか。



(写真は、摩耶山へのハイキングコースの途中から神戸市内を撮影したものです)

### 4 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

#### 消費税転嫁対策特別措置法関連

日経新聞に「**転嫁拒否 初の社名公表 消費税 公取委、JR東系に勧告**」との記事が掲載されておりました。

記事の内容は、公正取引委員会が4月23日に消費税の転嫁を阻害したとして、JR東日本の子会社に納入価格の引き下げ分の支払と再発防止を勧告した、というものです。

初めて社名の公表を行ったのは、明確に値引きを要請していたほか、「売上高が100億円を超える大規模な小売事業者であ

ることが理由だったようです。

\*この社名の公表が立場の弱い取引業者にいい影響を与えてくれることを願います。

### 地球温暖化対策税関連

日経新聞に「**環境税**」見えぬ使途 家計負担、今月から年**400円増 16年再増税不要論**との記事が掲載されておりました。

事務所便り第3号にて「地球温暖化対策税（環境税）」をすでにご紹介しておりますので、税金の説明は省略させていただきますが、先月からガソリンの税額が1ℓ当たり0.25円だったのが、0.5円になり、**環境省の試算によると、環境税の一世帯あたり負担額は年400円から800円へと2倍になる**とのことです。2016年に再増税が予定されておりますが、それが何かどうかの検証作業が必要というのが、記事の内容でした。

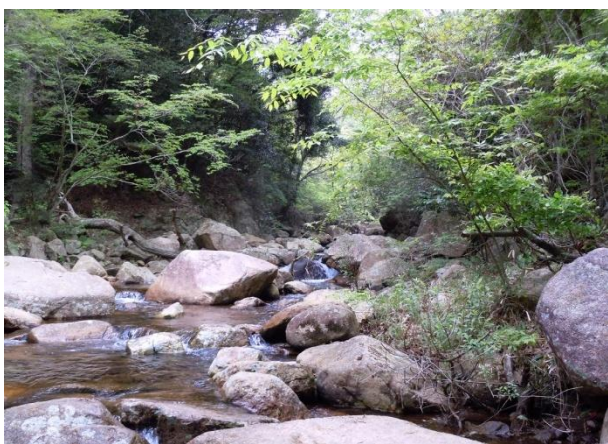
\*この税金を何に使っているのかぜひ説明していただきたいものです。

### 起業手続き関連

日経新聞に「**起業手続き一元化検討** 首相指示「産業の新陳代謝を」」との記事が掲載されておりました。

記事の内容は、現在は事業に応じて保健所や自治体、警察署など複数の行政機関への届け出が必要なのですが、これを**起業家の窓口を一つにすることで起業にかかる費用や時間の削減ができ、企業の開業や廃業が円滑に進む仕組みを整え、産業が成長分野に移るのを促そう**と政府は考えているとのことでした。

\* 飲食業を開業する場合には、現状複数の行政機関に届け出が必要になるので、窓口が一つになれば、負担はかなり減りますので、速く実現していただきたいものです。



(写真は、摩耶山へのハイキングコース中のお気に入りの休憩ポイントです)

## 5 血圧が高いのは悪いことなのでしょうか？

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマにつ

いて毎回書いていくことにしております。

今回は、最近新聞等に記事として「**人間ドック、血圧など基準緩和**」のことが取り上げられているので、それに関連させて健康な人の血圧について書かせていただきます。

まず、日経新聞に記事として取り上げられていたのが、4月5日付にて「**健康**」は**血圧147**まで 学会など **人間ドックの検査値**、4月11日付にて「**人間ドック、血圧など基準緩和**」**健康な人** 増える？」です。

上記の記事には、

・従来は**129**以下を「異常なし」としている**収縮期血圧は147**でも健康に。**血圧以外にも肥満度を表す体格指標「BMI」**、**LDLコレステロール**や**男性の中性脂肪**、**アルコールによる肝障害の指標になるγ（ガンマ）-GTP**についても基準を緩和。

・**人間ドック学会は今後も追跡調査をし、できるだけ早く新基準を正式に決め、健診を実施する医療機関に運用を呼び掛ける方針。**

・**健診を実施する医療現場の声として、「項目によっては、男女一律だった基準を年齢や性別で分けしており、受診者により柔軟なアドバイスが出来る」との評価はしているが、「基準が緩和されることで、これまでなら発見できた病気を見逃すリスクはある」との懸念もされている。**

新聞記事の培養を一部抜粋させていただいたのが、上記の内容となっています。



まずは、「**健常者の血圧**」の数値の変遷をご紹介させていただきます。

年代	健常者の血圧
1960年代後半	<b>最高血圧 = 年齢 + 90</b> 年齢数に90を加えた数字よりも低ければ、血圧は正常



1970年代	最高 160 / 最低 95 WHO（世界保健機構）の規定に準拠
1993年以降	最高 140 / 最低 90 WHOとISH（国際高血圧学会）に準拠
2004年	若者～中年 最高 130 / 最低 85

（参考）岡本裕（医学博士）著 「9割の病気は自分で治せる」  
福家孝（医師・ジャーナリスト）氏の公式ウェブサイト

上記の表を作成するのに参考にさせていただいた内容には、  
・WHOの指針では、血圧が140/90を超えると「境界域高血圧」と呼んで、「毎日の生活に気をつけましょう」ということにすぎなかったのが、いつのまにか日本では最高血圧なら140、最低血圧なら90の、いずれか一方が超えても高血圧ということになってしまったのである。

・政府の論理は、病人が増えれば医療費支出が増加し国の財政を圧迫することから、予防措置として、合併症を併発する糖尿病や高血圧の基準値を下げることで警告を鳴らしているのだと思います。しかし、医療の世界が経営の安定化を重視するあまり、その警告を逆に利用して、安易な方向に走っているのではないかと、私は危惧しているのです。

と書かれております

高血圧と診断され、「降圧剤」をお医者さんから処方され、そのままその薬を飲まれている方がほとんどなのですね。現在の日本人の5人に1人が降圧剤を飲んでいることになるそうです。

おかしいと思いませんか。「製薬業界と医療業界によって日本人が病人にさせられている」というような内容をおっしゃっておられる方が私の周りには増えてきています。実際私もそう思っています。医療を勉強してきたわけではないので、詳しいことは分かりませんが、お医者さんが処方された薬だからといってそのまま疑うことなく飲み続けることをまず止め、「本当にこの薬を私は飲まないといけないのだろうか」と疑い、自分なりに情報収集を試みたり、他の医療機関に相談してみたり、など自分の身体のことを医者任せにするのではなく、自分で考えてみるということを少しずつ実践していただく方が一人でも増えてくれたらいいなと願って、このテーマを取り上げさせていただきます次第です。

その気になれば情報は探せます。本気で探そうと思うかどうかです。どうか医療費にたくさんのお金を使うのではなく、ご家族で楽しむことにお金を使って人生を楽しみましょう。

## 【参考文献】

- ・岡本裕著 「9割の病気は自分で治せる」中継出版
- ・Doctor Fuke's Official Website（医師・ジャーナリスト富家孝のウェブサイト）

## 6 編集後記

GW中、箕面ビールを箕面にある箕面ビール本社に購入しに行く目的でサイクリングしてきました。写真が本社工場で、ここで6～8名程度なら飲むことが出来るスペースがありました。ここで飲みたかったのですが、お酒を飲んで自転車を運転するのはいけないので、我慢しました。本当は飲みたかったんですけど、で、写真のビール3本をバックパックに背負って自宅に帰り、冷蔵庫に冷やして1本ずつ味わって飲んでいました。たまには、こういう贅沢な時間の使い方もいいもんです。また箕面に行く機会があれば、別のビールを購入したいと思います。



あと摩耶山経由で有馬温泉に行った際に気にいって食べに行く釜めし専門店「くつろぎ家」のご紹介をいたします。普段ならお店のメニューにはないのですが、季節限定でタケノコ釜めしがありましたので、それをハイキングに行った4名で注文して食べてきました。有馬温泉に行く際に立ち寄ってみられてはいかがでしょうか。



今月も最後までお読みいただきありがとうございました。